



市章

大津市公報

平成30年2月1日
第2243号

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 告 示

16 公印の新調及び改刻について..... 1

17 公印の印影を縮小したものの印刷について..... 2

18 地縁による団体の認可について..... 2

19 地縁による団体の認可について..... 3

20 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定について..... 3

21 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出について..... 3

○ 公 告

道路位置指定公告..... 4

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 4

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 4

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5

道路位置指定公告..... 6

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 6

○ 教 育 委 員 会 告 示

1 教育長の職務代理者を定めることについて..... 6

告 示

大津市告示第16号

公印を新調し、及び改刻したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月1日

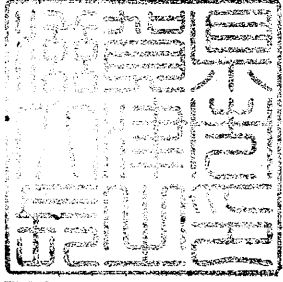
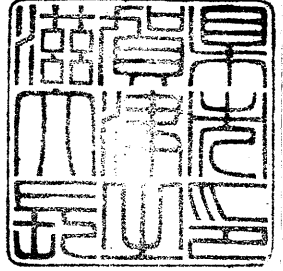
大津市長 越 直 美

1 新調 職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
滋賀県大津市長	災害派遣等従事車両証明書その他の証明書用	危機・防災対策課長	平成30年2月1日	

2 改刻 職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
-------	-----	-------	--------	-----

滋賀県大津市長 之印	賞状、表彰状及び 感謝状用	総務課長	平成30年2月1日	新  旧 
---------------	------------------	------	-----------	--

大津市告示第17号

公印の印影を縮小したものを印刷したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月1日

大津市長 越 直 美

職印

公印の名称	公印番号	管 守 者	縮小した寸法	縮小したものを印刷した文書の名称
滋賀県大津市長之印	1	福祉政策課長	方11ミリメートル	紙おむつ受給券

大津市告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年2月1日

大津市長 越 直 美

- 1 名称 大江中央自治会
- 2 規約に定める目的 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
 - (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事。
 - (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関する事。
 - (3) 青少年の育成、体育振興及び娯楽教養に関する事。
 - (4) 防災及び防犯に関する事。
 - (5) 会員の慶弔に関する事。
 - (6) その他本会の目的達成に必要な事。
- 3 区域 大津市大江三丁目3番から6番まで、9番から15番まで、19番24号及び20番から22番までの区域とする。
- 4 主たる事務所 大津市大江三丁目9番2号
- 5 代表者の住所及び氏名 大津市大江三丁目21番32号 岸田 秀雄
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 無
- 7 職務代行者の選任の有無 無
- 8 代理人の有無 無

9 認可年月日 平成30年1月26日

大津市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年2月1日

大津市長 越 直 美

- 1 名称 大江東北自治会
- 2 規約に定める目的 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
 - (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事。
 - (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関する事。
 - (3) 集会施設の維持管理等に関する事。
 - (4) 地域行事に関する事。
 - (5) 防災活動の推進に関する事。
 - (6) スポーツ、レクリエーション活動に関する事。
 - (7) 文化活動に関する事。
 - (8) 行政機関に対する要望、陳情等に関する事。
 - (9) その他住民間のコミュニケーションの増進に関する事。
- 3 区域 大津市大江二丁目12番、大江三丁目1番から3番まで、7番及び8番、大江四丁目1番から4番まで並びに大江五丁目1番、2番、4番から7番まで、14番、22番及び23番の区域とする。
- 4 主たる事務所 大津市大江四丁目1番4号
- 5 代表者の住所及び氏名 大津市大江三丁目7番13号 小澤 仁宏
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 無
- 7 職務代行者の選任の有無 無
- 8 代理人の有無 無
- 9 認可年月日 平成30年1月26日

大津市告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

平成30年2月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
障害福祉サービス事業所あっちゅん家	大津市一里山三丁目1番1-206号	特定非営利活動法人ライフケア・ネットワーク	守山市守山二丁目16番14-403号	自立訓練（生活訓練）	平成30年2月1日	2510101625

大津市告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成30年2月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号
愛育苑	大津市馬場一丁目4番2号	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市中庄二丁目2番11号	就労継続支援B型	平成30年2月28日	2510101112

公 告

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所未来まちづくり部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成30年1月10日

大津市長 越 直 美

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市月輪三丁目字石原368番5	大阪市北区大淀中一丁目1番88号 積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部 俊則	28.55	5.00~6.00	1

(平成30年1月10日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成30年1月11日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市松本一丁目4番1号 株式会社丸商 代表取締役 福田 学	開発区域 大津市大將軍三丁目字濱道508番及び同番3並びに同町字大下1559番1、1560番2、1563番2、1564番1、1565番1、1566番1及び1568番並びに上記地先大津市法定外道路 開発行為に関する工事の区域 大津市大將軍一丁目字七ノ坪726番2の一部、同番3の一部及び同番5の一部並びに同町字井戸777番2の一部、778番15の一部及び同番16の一部並びに大將軍三丁目字濱道510番1の一部並びに同町字大下1559番2の一部及び1564番2の一部並びに月輪一丁目字浜道1508番4の一部並びに上記地先大津市道及び大津市法定外道路	開発区域 3,870.82㎡ 開発行為に関する工事の区域 215.60㎡	平成30年 1月10日	第1386号

(平成30年1月11日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成30年1月15日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市南志賀二丁目6番3号 大伴商事株式会社 代表取締役 大伴 雅徳	開発区域 大津市見世一丁目字生水 228番1の一部並びに高砂 町字生水227番1の一部、 同番3の一部、230番の一 部、231番1及び232番1 開発行為に関する工事の区域 大津市見世一丁目字生水 228番3の一部並びに高砂 町字生水227番2、同番 4、同番5、同番6、230 番2及び232番2並びに上 記地先大津市道 (第1工区)	開発区域 2,732.32㎡ 開発行為に関する 工事の区域 344.13㎡ (第1工区)	平成30年 1月12日	第1387号

(平成30年1月15日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成30年1月18日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市御殿浜3番5号 横山 睦美	開発区域 大津市富士見台字野海道 739番24、815番1、同番 6、同番7及び821番13 開発行為に関する工事の区域 大津市富士見台字野海道 732番2の一部、739番5の 一部、同番10の一部、815 番4の一部、同番5の一 部、820番2の一部、821番 3の一部、同番4、同番12 の一部、同番15、同番16及 び822番の一部並びに上記 地先大津市道	開発区域 1,583.78㎡ 開発行為に関する 工事の区域 164.14㎡	平成30年 1月15日	第1388号
大津市下阪本一丁目35番13号 森 茂樹	開発区域 大津市瀬田三丁目字横山 372番2、373番1及び374 番1 開発行為に関する工事の区域 大津市瀬田三丁目字横山 372番4、373番2及び374 番2並びに同町字阪520番	開発区域 2,168.00㎡ 開発行為に関する 工事の区域 298.95㎡	平成30年 1月15日	第1389号

2、同番6の一部及び同番12の一部並びに同町字野畑521番1及び527番1並びに上記地先大津市道及び大津市普通河川等

(平成30年1月18日揭示済)

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所未来まちづくり部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成30年1月18日

大津市長 越 直 美

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市栗林町字池ノ端16番16並びに同町字木ノ元24番8及び25番8	大津市月輪一丁目5番1号 有限会社サツマ住宅 代表取締役 井上 智美	24.11	5.20	1

(平成30年1月18日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成30年1月19日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市月輪二丁目8番14号 園村 博	開発区域 大津市月輪三丁目字北流304番1 開発行為に関する工事の区域 大津市月輪三丁目字北流304番2の一部及び308番2の一部	開発区域 1,505.02㎡ 開発行為に関する工事の区域 17.67㎡	平成30年 1月16日	第1390号

(平成30年1月19日揭示済)

教育委員会告示

大津市教育委員会告示第1号

平成30年1月18日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定により、教育長の職務は大津市教育委員会委員 日渡円が代理する。

なお、大津市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則（平成28年教育委員会規則第22号）第2条の規定により、職務代理者の職務のうち大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第5号）第2条第1項の規定により教育長に委任された事務は、職務代理者から大津市教育委員会教育次長 船見順に委任されることとなる。

平成30年1月17日

大津市教育委員会

教育長 桶 谷 守

(平成30年1月17日揭示済)